2　更生会社新藤販売株式会社（以下「新藤販売」という。）について

①　前記第２節第１の２②により免除を受けた額があるときは、その金額を弁済原資とする。

②　弁済額は、弁済対象債権額のうち、10万円を超え、1000万円以下の部分の金額に応じた按分額とする。

③　弁済は前記第２②の弁済と一括して行う。

④　この弁済額の範囲で、前記第２②の免除は効力を失う。

3　更生会社日星ビスコム株式会社（以下「ビスコム」という。）及び同新藤テクニクス株式会社（以下「テクニクス」という。）については、前記第２節第１の２②による免除の対象となる延滞金等が０円であるため、追加弁済は行わない。

第４　合併による更生会社と東京保全間の更生債権の消滅

前記第２及び第３の定めにかかわらず、下記第８章第１節第１の１記載の合併の当事者となる更生会社それぞれの間に存する更生債権（更生会社東京保全株式会社（以下「東京保全」という。）が新藤、新藤販売、ビスコム及びテクニクス（以下「印刷グループ４社」又は「更生会社」と総称する。）に対して保有する更生債権を含む。）は、同第１の４記載の合併の効力発生時期である更生計画認可決定日の翌日に、合併により全て消滅し、これに対する弁済は行わない。

第４節　弁済・納付に関するその他の事項

第１　弁済の主体

印刷グループ４社は更生計画認可決定日の翌日に吸収合併により消滅し、存続会社（東京保全）が印刷グループ４社の負債を承継するため、弁済は存続会社が行う。

第２　弁済の場所及び弁済費用の負担等

更生計画による弁済は、弁済時における更生会社の本店所在地において行う。なお、債権者が銀行口座等への振込を求めたときはその指定に従い、更生会社の費用負担において債権者が指定する口座に振り込む方法で行う。

更生会社が源泉徴収又は特別徴収をすべき債権については、当該源泉徴収等をした上で、残額を弁済する。

弁済を受ける更生債権等の中に利息又は損害金を含む場合の充当の順序は、別に定めのない限り、損害金、利息、元本の順とし、別に定めのない限り、いずれの場合も、同じ性質の債権については発生の古いものから順次充当する。

第３　放棄・取下債権の取扱い

更生計画案提出日以降、更生担保権・更生債権の放棄又は取下げがなされたときは、更生計画の権利の変更及び弁済方法の定めは、残債権額を基準として行う。

第４　債権譲渡等の取扱い

更生手続開始決定日以降、更生担保権・更生債権の譲渡又は移転がなされたときは、更生計画の権利の変更及び弁済方法の定めは、譲渡又は移転前の債権額を基準として行う。なお、一部の譲渡又は移転が行われた場合は、譲渡前又は移転前の債権者は更生担保権・更生債権について名義変更の手続を行わなくてはならない。この場合、譲渡前又は移転前の債権者が受ける権利変更及び弁済は、新旧債権者に按分して行われる。

第５　端数処理

更生担保権・更生債権の権利変更において生じる免除後の債権額の１円未満の端数はこれを切り上げて支払う。

第６　重複債権の取扱い

東京保全及び印刷グループ４社間で、一方が主債務、他方が保証債務を負担し、又は一方が他方の物上保証を行っている場合（これらの場合の確定更生担保権又は確定更生債権を「重複債権」という。）、合併後も重複債権は存続させる。

第４章　未確定更生債権等の措置

第１節　未確定更生債権等

第１　未確定更生担保権

別表７－１－１「未確定更生担保権一覧表（㈱新藤）」、別表７－１－２「未確定更生担保権一覧表（新藤販売㈱）」、別表７－１－３「未確定更生担保権一覧表（日星ビスコム㈱）」及び別表７－１－４「未確定更生担保権一覧表（新藤テクニクス㈱）」記載の更生担保権（以下「未確定更生担保権」という。）は、会社更生法第151条第１項本文に規定する異議等のある更生担保権で、その確定がされていないものである。

第２　未確定優先的更生債権

別表７－２－１「未確定優先的更生債権一覧表（㈱新藤）」、別表７－２－２「未確定優先的更生債権一覧表（新藤販売㈱）」及び別表７－２－３「未確定優先的更生債権一覧表（日星ビスコム㈱）」記載の優先的更生債権（以下「未確定優先的更生債権」という。）は、会社更生法第151条第１項本文に規定する異議等のある優先的更生債権で、その確定がされていないものである。

第３　未確定更生債権

別表７－３－１「未確定更生債権一覧表（㈱新藤）」、別表７－３－２「未確定更生債権一覧表（新藤販売㈱）」、別表７－３－３「未確定更生債権一覧表（日星ビスコム㈱）」及び別表７－３－４「未確定更生債権一覧表（新藤テクニクス㈱）」記載の一般更生債権（以下「未確定更生債権」という。）は、会社更生法第151条第１項本文に規定する異議等のある一般更生債権で、その確定がされていないものである。

第２節　未確定更生債権等の措置

第１　未確定更生担保権

1　確定前の取扱い

未確定更生担保権については、確定するまでの間、弁済を実施しない。

2　確定後の取扱い

未確定更生担保権が確定したときは、更生担保権として確定した額については、前記第３章第１節の定めを、一般更生債権として確定した額については、前記第３章第３節の定めを、それぞれ適用する。この場合において、既に更生担保権・更生債権について弁済が行われている場合には、未確定更生担保権が確定した日から２か月以内に弁済する。一般更生債権として確定した額の弁済方法については、下記第３の２による。なお、未確定更生担保権のうち、新たに確定した額について、遅延損害金は付さないものとする。

第２　未確定優先的更生債権

1　確定前の取扱い

未確定優先的更生債権については、確定するまでの間、弁済を実施しない。

2　確定後の取扱い

未確定優先的更生債権が確定したときは、前記第３章第２節第２の定めを適用する。

この場合において、既に弁済が行われている場合には、未確定優先的更生債権が確定した日から２か月以内に弁済する。なお、未確定優先的更生債権のうち、新たに確定した額について、遅延損害金は付さないものとする。

第３　未確定更生債権

1　確定前の取扱い

未確定更生債権については、確定するまでの間、弁済を実施しない。

2　確定後の取扱い

未確定更生債権が確定したときは、前記第３章第３節の定めを適用する。

この場合において、既に弁済が行われている場合には、未確定更生債権が確定した日から２か月以内に弁済する。なお、未確定更生債権のうち、新たに確定した額について、遅延損害金は付さないものとする。